

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成のお願い

避難確保計画とは

平成28年台風第10号で、岩手県の小本川が氾濫沿川の高齢者施設で9名の方が亡くなる被害
こうした水害を背景に、水防法改正（平成29年6月）

指定された河川等の洪水浸水想定区域では、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために
必要な訓練・その他の措置に関する計画の作成（＝避難確保計画）の作成が義務化

対象施設

荒川、神田川、高潮、隅田川、石神井川の浸水域
内、土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設

※要配慮者利用施設: 社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する施設

※区内の水防法上の「指定された河川」は荒川、神田
川ですが、隅田川、石神井川も浸水の危険があること
から、荒川、神田川と同様に取り組みを進めます。

計画の記載内容

水防法施行規則に規定されている。

具体的には

- 1 計画の目的
- 2 計画の報告
- 3 計画の適用範囲
- 4 防災体制
- 5 情報収集および伝達
- 6 避難誘導
- 7 避難の確保を図るための施設の整備
- 8 防災教育及び訓練の実施
- 9 自衛水防組織の業務（設置する場合のみ）

1 計画の目的（様式1）

記載内容（例）

1 計画の目的（様式1）

様式1

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

解説・留意事項

要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、平成29年6月の水防法改正では、区の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務付けられました。（土砂災害は対象外であるため、文言から外しています）

2 計画の報告（様式1）

記載内容（例）

2 計画の報告

様式1

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を台東区へ報告する。

解説・留意事項

避難確保計画を作成・修正した場合は、つぎのとおりご提出ください。（別途、訓練実施報告書の提出が必要）

- 【提出物】
- ・避難確保計画作成（変更）報告書
 - ・避難確保計画（様式1～5 様式6以降（自衛水防組織を設置する場合のみ））

※自衛水防組織を設置する場合には、危機・災害対策課までご連絡ください。

※様式7以降は提出不要です。各施設で適切に管理してください。

- 【提出先】 台東区総務部危機・災害対策課

メール：hinann-kakuho.q5q@city.taito.tokyo.jp

郵送：〒110-8604 台東区東上野4-5-6 台東区役所危機・災害対策課 宛

窓口：台東区役所本庁舎10階 上野側にあります。

3 計画の適用範囲 4 施設の状況（様式1）

記載内容（例）

3 計画の適用範囲

様式1

この計画は、本施設に勤務又は通所する、全ての者に適用するものとする。

4 施設の状況 ※施設の運営状況に応じて表を加工してください。

通 所 人 数					
昼 間		夜 間		休 日	
通 所 者	施 設 職 員	通 所 者	施 設 職 員	通 所 者	施 設 職 員
約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名

解説・留意事項

- ・施設の利用者数や職員数等を把握し、施設の規模や通所者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- ・複数の通所事業を併設するなど、複合施設については、各施設において避難先、活動内容が異なることから、それぞれで避難確保計画を作成することが望ましい場合があります。一体化した計画を作成する場合には、それぞれの通所者等、全ての施設利用者を含めた計画を策定してください。
- ・施設利用者数が曜日や時間帯によって変動しますので留意が必要です。また職員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討する必要があります。

5 施設利用者の現況 6 事前休業の判断（様式1）

記載内容（例）

5 施設利用者の現況

当施設の通所者は高齢者であるが、うち〇%程度は車いすを使用し、□%は歩行に常時見守りが必要で、避難時にも支援が必要な者である。

6 通所事業休業検討の判断基準

気象状況による通所事業の臨時休所、繰り下げ休所は、できる限り行わないこととする。ただし下記のいずれかに該当する場合、通所事業の休業を検討し、通所者、その家族にこれらの対応について、紙面等で事前に周知する。また職員については、交通機関を利用した通勤が困難になることを前提とし、災害発生時に備えた勤務体制・シフトを事前に構築する。

解説・留意事項

次のページから判断基準の一例を記載してありますので、施設の運営の実態に合わせ、検討してください。

- ・ 施設利用者の状況を把握しておくことは、避難時に必要な職員数や移動手段の確保の検討に不可欠となります。
- ・ 風水害のリスクを軽減するため、予め基準を設定し、通所部門については、早期の事前休業を実施します。臨時休業が困難である場合にも、通所者の家族等との連絡体制の構築や

6 通所事業休所の判断基準（様式1）**8 防災体制（様式2）①****解説・留意事項****【体制確立の判断時期・基準】 【活動内容】**

- ・避難勧告等が間に合わない場合等も想定して、体制確立の時期の基準となる情報を複数設定し、そのうち、いずれかに該当した場合に、体制・活動内容を決めておきます。

通所部門の事前臨時休所

風水害は近年、気象予報の精度が高くなっており、特に大型の台風については通過前日までにはその進路が予報されます。そのため、通所施設については、通所時の災害リスクや施設運営・職員の負担を軽減するため、気象予報に基準を設け、事前に休所することが望ましいです。ただし認知症デイサービス等、施設の社会的な役割から前日等の事前休所の決定が困難である場合には、当日朝の気象情報などでも事前設定を行い、当日朝に休所を決定するなどの対応を検討します。

休所できない場合でも、家族でも対応が期待できない者に限るなど、通所利用者を絞り込むなどの検討を行います。また通所施設が浸水域外にある、または浸水域内であるが、堅固な建物の2階以上で安全であるなどの理由で、自宅より安心のため、通所をしたいとの要望が寄せられた場合には、職員体制のほか、備蓄品、電源、送迎手段などの確保などを総合的に判断したうえで、開所を決定することとなります。

6 通所事業休所の判断基準（様式1）**8 防災体制（様式2）①****通所部門の事前臨時休所**

休所の基準は各施設を利用する対象者や提供するサービスなどによって異なります。事前に法人、施設内でその基準を検討しておくことが重要です。

事前臨時休所基準(例)

- ・ 早期注意情報で警報が予報されている場合
- ・ 気象庁で24時間予報で警報(高)赤色が表示されている場合
- ・ 鉄道各社から計画運休の予定が発表された場合
- ・ 荒川の自主的広域避難情報が発表された場合
- ・ 区内小中学校、幼稚園・保育園の事前休校・休園が決定した場合

当日朝(午前6時時点)の休診の判断基準(例)

- ・ 気象の警報が発表されている場合
- ・ 鉄道各社が計画運休を実施している場合
- ・ 区から自主避難場所の開設を決定している場合
- ・ 区から高齢者等避難の避難情報が発令されている場合

当日、診療開始後、繰上げ休診の判断基準(例)

- ・ 気象の特別警報が発表されている場合
- ・ 区が緊急避難場所の開設を決定した場合
- ・ 高齢者等避難の避難情報が発令されている場合

6 通所事業休業の判断基準（様式1）

8 防災体制（様式2）①

通所部門の繰上げ休所の判断

・事前休所の基準と異なり、災害が迫っている繰上げ休所の判断は、時間的な猶予がないため、よりの確な判断が求められます。タイミングが遅くなると、施設に滞在するリスクよりも自宅に戻る際のリスクが高いこと、既に道路での冠水が始まっており、保護者等の引き取りの対応が困難であることなどから、警戒体制になった時点で、気象情報等をより積極的に収集します。

また保護者等の勤務で引き取りのための帰宅が困難になることも想定されるので、警戒体制となったら、保護者等に連絡をし、引き取り対応の可否の確認をすることが必要です。保護者等の引き取りが困難と判明した場合、施設内を含めた避難先の確保を検討することとなります。

繰上げ休所の判断は、氾濫の種別や施設が浸水区域に該当するかによって判断基準は異なります。大雨による内水氾濫であれば、ほぼ区全域の施設が対象となりますが、神田川氾濫では区南部のみとなります。

判断基準

- ・気象警報が発表され、短時間での解除が見込めない場合
- ・神田川の上流域で大雨警報が発表されている場合
- ・鉄道各社で計画運休が発表された場合

7 施設及び周辺の被害想定（様式1）

記載内容（例）

7 施設及び周辺の被害想定

	荒川	神田川	内水	高潮
浸水の有無	有	無	有	無
浸水深	4.5m	－	1.3m	－
周囲浸水の有無	有	－	有	－
浸水継続時間	2週間以上	－	－	－
最寄避難場所	－	○△小学校		
最寄避難場所の浸水の有無	－	無	有	有

解説・留意事項

- ・ 浸水の有無

浸水が0.5m未満でもマンホールが外れている場合などには歩行も危険となります。
- ・ 浸水深

1 m以上3 m未満はかなり幅がありますが、周りの浸水深とその地点の標高を比較することによって、おおよその浸水深は把握できます。（ハザードマップではおおよその浸水深の表示となりますが、台東防災アプリを使用すると、より詳細な深さ（各地点10cm単位）での確認ができます。（P29 台東防災アプリのQRコードがあります）
- ・ 周囲浸水の有無

施設が浸水しなくても周囲が全て浸水すれば避難できなくなりますので確認が必要です。
- ・ 浸水継続時間

内水氾濫では継続時間が設定されていません（同程度の浸水深さとなる高潮氾濫が目安） 神田川、高潮の浸水継続時間はハザードマップの裏面に記載されています。荒川は全て2週間です。
- ・ 最寄りの避難所

施設から最寄りの避難場所を確認しますが、場合によっては浸水域内にあります。

4 防災体制作成時の基礎知識①

台東区の風水害の特徴

近年、各地で集中豪雨によって水害が発生しており、令和元年度の台風19号では、荒川氾濫が危惧されました。一方で神田川の豪雨対策、下水道設備の改善などから、土砂災害を除き、一定程度の降雨量であれば本区での水害が生じる可能性は低くなっています。気象予測が向上する中で、それぞれの河川、内水の特徴を理解し、気象庁、区等から提供される防災情報を把握したうえで、医療機関として適切な判断、行動が求められています。

ハザードマップの種類

荒川 水害ハザードマップ	令和3年1月発行	上野公園、谷中地域①を除く区大部分が浸水
神田川 //	令和4年1月発行	区南部(主に浅草通り以南)が浸水
内水 //	令和4年1月発行	①及び隅田川沿い、根岸地域を除き、浸水
高潮 //	令和3年1月発行	//
土砂災害ハザードマップ	令和2年1月発行	谷中・池之端のみ

ハザードマップの見方

台東区は、上野公園・谷中地域以外は、一見、平らに見えますが、起伏があり、5mぐらいの標高差があります。荒川氾濫は上記の地域を除き、区内全域が浸水し、かつ2週間以上の浸水継続が予想されています。それ以外の氾濫では、浸水エリア、浸水深、浸水継続時間が大きく異なります。また河川氾濫は、事前避難が可能であり、越水、浸水地点からの浸水となりますが、内水氾濫は標高が低いところから冠水がはじまります。浸水深が同じでも、内水氾濫は低い地点に雨水が流入するため、気づくと冠水し、ドアが開けられないこともあります。

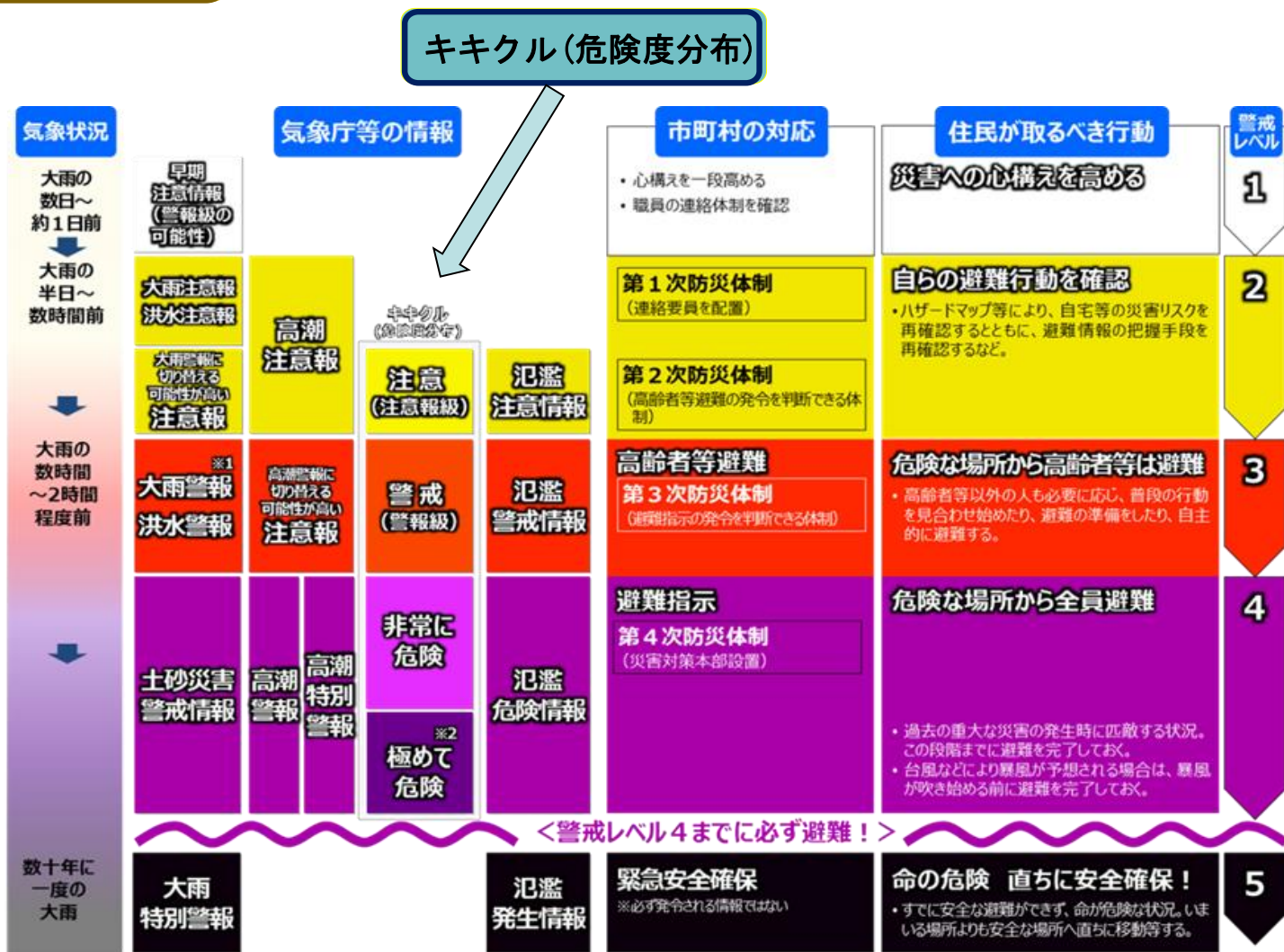
4 防災体制作成時の基礎知識 ②

気象情報・避難情報の関係図

右図は気象情報と避難情報の関係性を一般的に示した図となります。

ただし対象となる地域で取り扱いが大きく異なりますので、イメージとして理解することが大切です。

例えばキキクルで「警戒」となっても、区としてすぐに高齢者等避難を発令し、避難場所の開設とはなりません。今後の気象状況など、総合的に判断して避難情報を発令します。



※1 夜間〜翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

※2「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みを活用することが考えられます。

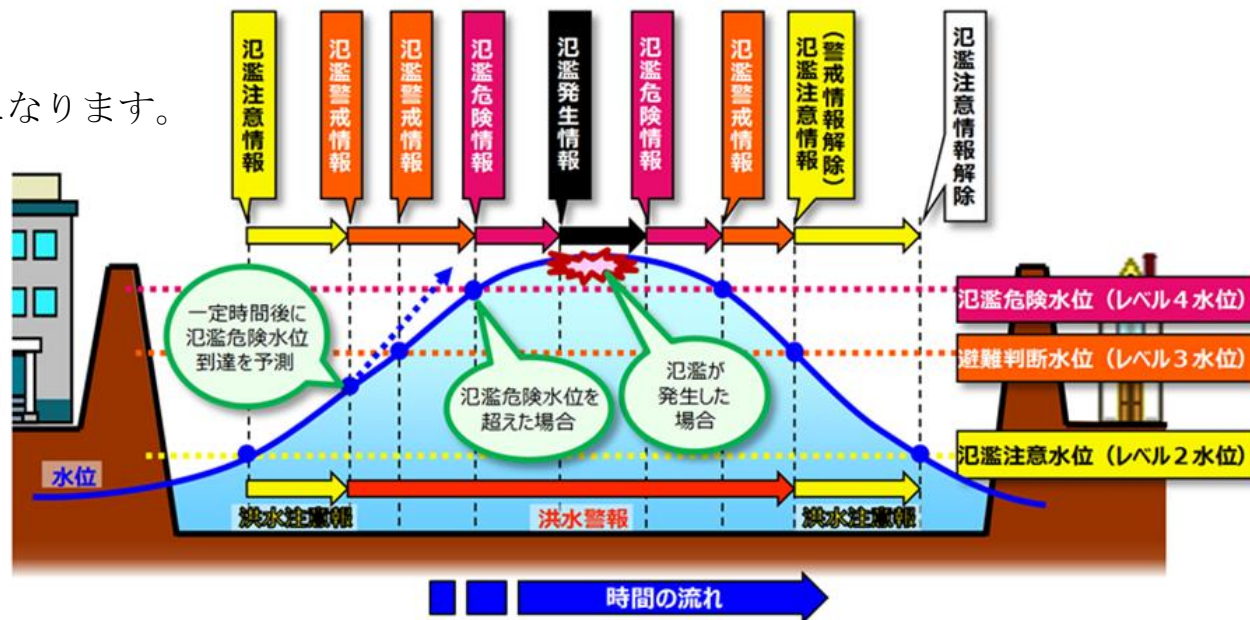
4 防災体制作成時の基礎知識 ③

水位情報

台東区での河川の水位情報は荒川と神田川になります。

※神田川はまず避難判断水位となっても、大規模な調整池があるため、急激に水位が下がり、氾濫注意水位に戻ることがありますので、

※隅田川は上流の岩淵水門を閉鎖するため、氾濫しない想定となっています。



避難場所情報

風水害時に、台東区が開設する避難場所は下記の2つに分かれます。高潮・内水氾濫ハザードマップに記載

- ・ 自主避難場所 6 箇所（避難情報が発令される前に早期開設）
- ・ 緊急避難場所 11 箇所（自主避難場所に追加して開設）

氾濫の種類・範囲によっては、一部の避難場所のみ開設となるので、防災アプリ、区ホームページ等で確認してください。なお荒川が氾濫する場合、避難場所に長期間、取り残されるため、自主的広域避難情報が発表された場合には、すべての避難場所を閉鎖します。（上野・谷中地域の避難場所も閉鎖して、避難所開設準備となります）

※避難所と避難場所の違い 避難所は地震等の災害で被災の方が生活する場となります。避難場所は風水害で命を守るため、一時的に避難する場所となります。

4 防災体制（様式2）②

解説・留意事項

【体制の区分】

- ・ 体制は、活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、実情に応じて設定します。気象情報や避難情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制は必ず設定してください。

例示では3段階としていますが、警戒体制の時間帯については、「注意体制から移行直後で引き取りが可能である時間帯」と、「非常体制に近くなり、引き取り困難になりつつある時間帯」では、気象状況も大きく異なるため、警戒体制や非常体制については、さらに2段階に分けるなど、工夫をしてください。

【対応要員】

- ・ 防災体制の記入例では、「情報収集要員」「避難誘導員」の記載のみとしていますが、必要により「管理者」「機器確認要員」など、状況に応じた要員を追加します。
- ・ 各活動を実施する要員を予め検討しておくことによって、各職員の意識も高まり、また実際の活動の際に速やかに対応できます。特に休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえ、各活動を実施する要員を検討します。

荒川氾濫の特徴

現時点では、台風性、前線性の豪雨の予報で、荒川氾濫リスクが高まった場合には、2日前を目安に、台東区から自主的広域避難情報を発表します。通所施設の場合、この情報が発表された時点で、早期に臨時休所を具体的に検討を行います。

避難先は、同等の施設への移動ができない可能性もあり、浸水域外の区内施設や大学等の広域避難先も選択肢となります。その場合、施設に比べ、避難者に対する介護サービス等は相当低下することが見込まれるので、個々の避難者の状況で対応できるかを判断します。最終手段である、施設内の垂直避難に備え、備蓄品等の準備をする一方で、荒川が決壊した後も、台東区への浸水が始まるまで早くて6時間程度かかります。

荒川氾濫は、浸水深が約3mで、浸水継続時間が2週間以上となっています。浸水域が広いため、速やかに救助される見込みは保証なく、ライフラインも全て止まるため、施設内の垂直避難は生命の危険に直結します。あらゆる手段を用いて浸水域外に一時避難させること、施設内に施設利用者が取り残されないようにすることが重要です。

外水氾濫（荒川）	発 令 基 準
自主的広域 避難情報	◆気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（1日間降雨実績と48時間降雨量予測の和）が概ね500mmを超える可能性があると予測し、情報提供があった場合
高齢者等避難 警戒レベル3	◆荒川下流河川事務所の水位観測所（岩淵水門）における河川水位が避難判断水位（6.50m）に到達していることかつ ◆今後、気象の早期回復が見込めないこと ⇒以上の状況を踏まえ、荒川下流河川事務所、東京都、周辺区と連携し発令
避難指示 警戒レベル4	◆荒川下流河川事務所の水位観測所（岩淵水門）における水位が氾濫危険水位（7.70m）に到達していることかつ ◆今後、気象の早期回復が見込めないこと または◆気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（2日間降雨実績と24時間降雨量予測の和）が概ね600mmを超える可能性があると予測し、情報提供があった場合 ⇒状況を踏まえ、荒川下流河川事務所、東京都、周辺区と連携し発令

8 防災体制 荒川氾濫

様式 2

8 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

荒川氾濫時

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風、集中豪雨の早期 注意情報（気象庁発表） 5 日前 ・区災害対策本部設置 3 日前 	<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">注意体制確立</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報・洪水予報等の情報収集① ・臨時休所の検討・事前通知 ・職員間での情報共有② ①・②は全ての体制で共通 ・職員の出勤調整 	情報収集 伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> ・自主的広域避難情報の発表 3 日前 ・広域避難勧告の発表 37 時間前 ・計画運休の発表 ・大雨警報・暴風警報 （記録的短時間大雨情報※） （大雨特別警報※） ・計画運休の実施 ・氾濫警注意水位到達 18 時間前 ※台東区に発表されない場合有 	<div style="background-color: orange; border: 1px solid black; padding: 5px;">警戒体制確立</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・通所者家族等への連絡 ・臨時休所の実施（原則） 通所者の早期避難を促す ・臨時休所の実施 	情報収集 伝達要員 避難誘導 要員 避難誘導 要員
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難の発令 15 時間前 ・氾濫警戒水位到達 10 時間前 ・氾濫危険水位に到達 7 時間前 ・避難指示の発令 ・緊急安全確保の発令 7 時間前 	<div style="background-color: red; border: 1px solid black; padding: 5px;">非常体制確立</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設閉鎖 この時点で通所者が施設に いないように対応する。 	避難誘導 要員 避難誘導 要員

上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

注意体制時**荒川氾濫時**

荒川氾濫時の恐れがある場合、気象庁から早期注意情報が発表される。令和元年の台風19号、令和2年の台風10号など、台風については予報の精度が高くなっています。この情報が発表された場合は、区で会議を開催し、庁内への周知とともに、対象施設に対し、気象情報等について注意喚起を促しますので、職員への周知が必要になります。通所事業であれば、この時点で事前休所を検討します。

警戒体制時

台風が接近し、荒川氾濫の恐れが高まった場合、浸水する区が連携して、台風通過3日前を目安に、「自主的広域避難情報」の発表を行います。この情報が発表された以降、避難する者で交通機関の混雑、道路の渋滞が予想されますので、親せき・知人宅など、浸水域外への広域避難が可能な方は、早めの避難が必要となります。またこの時点で通所事業は臨時休所とすることが適切です。また遅くとも広域避難勧告が発表されるまでには休所を判断することが重要です。

危機・災害対策課は、現在、在宅での避難行動要支援者等の受け入れ先として、上野・谷中地域にある区有施設等への一時的な受け入れを検討しているところです。浸水域外避難の選択肢のひとつとしてください。

非常体制時

台風が最接近となり、上流域の降雨量から荒川氾濫のリスクがより高まっている中で、区から避難情報が発令されます。この時点で施設が開設されていることがないように対応が必要です。万一、施設を開設し、利用者が残っている状況であれば、避難先開設等の状況確認や移送手段について危機・災害対策課への問い合わせをしてください。通所施設においては、垂直避難を選択せざるを得ない状況になる前に、適切な対応をとってください。

4 防災体制（様式2）河川別参考情報

神田川氾濫の特徴

神田川氾濫は、主に上流域での台風前線性、または雷雨性の集中豪雨により、急激に河川の水位が上昇し、堤防・護岸からの越水により発生します。近年は調整池を開放し、河川水位を下げるため、氾濫は発生していません。

神田川氾濫時の浸水深はほとんどが1m未満であり、継続時間も12時間以内であるため、万一、氾濫が発生し、施設が冠水する場合でも、施設が2階以上であれば、避難移動時のリスクを考慮し、施設外への避難は行わないことが望ましいです。ただし浸水により受電設備が停電する可能性があり、通所者でも吸引などで医療機器を使用する者は、早めに施設外に避難する必要があります。利用急激な水位上昇の場合、避難場所開設が間に合わない場合がありますので、危機・災害対策課に開設を確認してください。通所施設においては、台風、予報されている線状降雨帯など、明らかに長時間の大雨警報等が見込まれる場合には、臨時休所や繰上げ休所を検討しましょう。

発令基準

神田川氾濫	基準
高齢者等避難 警戒レベル3	神田川は、集中豪雨の際の水位上昇が早いため、「避難指示」からの発令となる
避難指示 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ◆各地点の水位観測所における河川水位のひとつが、氾濫危険水位「番屋橋：34.10m」、「和田見橋：29.72m」、「南小滝橋：17.96m」、「飯田橋：3.67m」に到達している場合 かつ ◆今後の気象の早期回復が見込めないこと ※氾濫危険水位に達しても、広域調整池を開放すると、水位が下がりますので、区は水位の増減と降雨量を見ながら、判断いたします。

様式 2

8 防災体制 連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

神田川氾濫時 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風、集中豪雨の早期注意情報（気象庁発表） ・ 大雨注意報 	注意体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報・洪水予報等の情報収集① ・ 職員間での情報共有② ①・②は全ての体制で共通 ・ 臨時休所の検討及び事前通知（台風の場合） ・ 職員の出動調整 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集伝達要員 避難誘導要員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報※ ・ 氾濫警戒水位に到達 ・ 記録的短時間大雨情報※ ・ 氾濫危険水位（1回目）に到達 ・ 氾濫警戒情報の発表 <p>※23区西部のみの可能性有 特に大雨特別警報発表時は要注意</p>	警戒体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休所の検討（開所前） ・ 線上げ休所の検討（開所後） ・ 通所者家族等への連絡 ・ 線上げ休所の実施 ・ 通所者送り出し開始（可能な場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所者家族等への連絡（施設内残留者の対応等説明） ・ 使用する資器材の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集伝達要員 避難誘導要員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位（2回目）に到達 ・ 氾濫危険情報の発表（避難場所開設） ・ 高齢者等避難の発令 ・ 氾濫発生水位に到達 ・ 避難指示の発令 ・ 緊急安全確保の発令 	非常体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所者の避難誘導検討（原則、垂直避難 施設が1層のみで垂直避難ができない場合は、近くの避難場所に避難ひなんする。また機器使用等、医療的ケア等が必要である者は浸水域外の避難場所等に避難を検討する） ・ 通所者家族への連絡 ・ 施設内全体の避難誘導（垂直避難） ・ 屋内安全確保を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員

上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

8 防災体制② 神田川氾濫

注意体制時**神田川氾濫時**

神田川氾濫は台風よりも、近年、多発している集中豪雨による氾濫を注意する必要があります。台風は気象予報で事前周知が可能ですが、集中豪雨は数時間前でないと、把握できないので通所事業の事前休所は難しくなります。また杉並区、中野区、伸縮区等の神田川上流域で降雨となった場合には、台東区での降雨量がさほどなくても氾濫の恐れが生じます。天気予報等で、神奈川県、東京多摩地域で大雨警報や線状降雨帯などの気象情報があった場合には、どの地域で降雨するか、気象庁のサイトにある「キキクル」（危険度分布）の雨雲の動きなどに注意してください。

警戒体制時

気象情報等で、東京23区西部に大雨警報、記録的短時間、大雨特別警報が発表された場合は、警戒体制に移行し、神田川流域の降雨量を確認します。特に「キキクル」にある洪水情報を確認しましょう。23区西部の雨水は神田川に集中するため、河川水位が急激に上昇します。洪水害の危険度が警戒（レベル3相当）となり、神田川が赤く表示されるようになったら、水位情報も確認します。通所事業は可能であれば、この時点で臨時休所、繰上げ休所を行います。

レベル3になっても神田川は直ちに氾濫することはありません。環七下に大規模な地下調整池があり、レベル3近くになると、その池を開放するので、急激に水位が低下しますこの時、キキクルなどで気象状況を確認し、既に雨雲が通り過ぎ、再び発生する恐れがない場合、氾濫のリスクはほぼ解消されています。

非常体制時

調整池が満水となった場合には、一度、下がった水位が再び上昇してきます。そうなった場合には、神田川は氾濫する可能性が高まっているので、施設外避難を必要とする方にはこのタイミングとなります。上流域で雨が止んだ場合でも、流域の雨水が集まり、水位が上がり続ける可能性がありますので、区から避難指示が出た場合には速やかに垂直避難を開始します。

4 防災体制（様式2）河川別参考情報

内水氾濫の特徴

内水氾濫は、大雨で下水等の排水が追い付かなくなった場合に発生します。区内の下水道は時間50mmまでの降雨に対応できるため、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報が発令されない限り、内水氾濫が発生する可能性は低くなっています。内水氾濫時の浸水深はほとんどが2m未満であり、継続時間も長期化しないため、氾濫が発生した場合でも、施設が2階以上であれば、避難移動時のリスクを考慮し、施設外への避難は行わないこと望ましいです。ただし浸水で受電設備が停電する場合、入所者で吸入などで医療機器を使用する者は、早めに施設外に避難する必要があります。また2階以上に十分な避難スペースがない施設の場合も、近くの避難場所に避難する必要があります。

区の一部地域での集中豪雨による冠水は把握できず、発令基準は雨量予測となるため、必ずしも下記の基準で発令されるわけではありません。

内水氾濫	基準
高齢者等避難 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ◆大雨・洪水警報が発令されていること ◆降り始めからの概ね12時間以内の累積雨量が100mmを超えている ◆気象情報または民間気象会社提供の防災雨量情報等により区及び23区内で時間雨量50mmを超える雨量が予想される または 区及び23区内で時間雨量30mmを超える雨量が数時間以上継続することが予想される場合
避難指示 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ◆降り始めからの概ね12時間以内の累積雨量が150mmを超えていること ◆気象情報または民間気象会社提供の防災雨量情報等により区及び23区内で時間雨量50mmを超える雨量が予想される または、区及び23区内で時間雨量30mmを超える雨量が数時間以上継続することが予想される場合 ◆大雨特別警報が発表された場合

8 防災体制② 内水氾濫

記載内容（例）

様式 2

8 防災体制 連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

内水氾濫時 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> 大型台風、集中豪雨の早期注意情報（気象庁発表） 大雨注意報 	注意体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報・洪水予報等の情報収集① 職員間での情報共有② ①・②は全ての体制で共通 臨時休所の検討及び事前通知（台風の場合） 職員の出動調整 	情報収集 伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 記録的短時間大雨情報 (避難場所開設) 	警戒体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 臨時休所の検討（開所前） 繰上げ休所の検討（開所後） 通所者家族等への連絡 繰上げ休所の実施 通所者送り出し開始（可能な場合） 通所者家族等への連絡 (施設内残留者の対応等説明) 	情報収集 伝達要員 避難誘導 要員
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難の発令 大雨特別警報 避難指示の発令 緊急安全確保の発令 	非常体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 通所者の避難誘導検討 (原則、垂直避難 施設が1階のみで垂直避難ができない場合は、近くの避難場所に避難ひなんする。また機噐使用等、医療的ケア等が必要である者は浸水域外の避難場所等に避難を検討する) 通所者家族への連絡 施設内全体の避難誘導（垂直避難） 屋内安全確保を実施 	避難誘導 要員 情報収集 伝達要員 避難誘導 要員

上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

注意体制時**内水氾濫時**

内水氾濫は、想定しうる最大規模の降雨（総雨量690mm・時間最大雨量153mm）で想定されています。時間50mm以上の雨は非常に強い雨で、滝のような雨と表現されます。台風や線状降雨帯等でこのような降雨量が予報された場合には、気象情報等に十分に注意するようにします。

警戒体制時

台東区の下水道処理能力は時間50mmの降雨とされており、大雨警報が発表されても直ちに浸水がはじまることはありません。ただし区内も5m前後の標高差があり、低いところに雨水が流れるため、浸水がはじまる場合があります。そのため、施設、施設周辺の標高を事前に確認しておくことは重要です。概ねハザードマップで浸水深が深いところは標高が低くなっている地点となります。非常に強い雨が長く続く場合には、施設周辺の冠水状況を確認しましょう。

内水氾濫が発生する前には時は、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報が発表されている可能性が高いです。

垂直避難を選択する場合に備え、備蓄品等の確保を行ってください。

非常体制時

通所施設においては、原則、施設内2階以上への垂直避難を選択します。浸水継続時間は公表されておりませんが、高潮と同様におおむね12時間以内には50cm以下になると思われます。1階のみの施設の場合では最寄りの避難場所に移動します。停電のリスク回避等でもため、施設外への避難が必要となった場合は危機・災害対策課に避難場所等の情報・指示を受けながら、速やかに避難します。

この時期には標高が低い地点では下水道処理能力を上回りはじめ、既にマンホール等が外れたり、下水が噴き出している場合もあり、施設外への避難は十分な注意が必要です。

4 防災体制（様式2）河川別参考情報

高潮氾濫の特徴

高潮氾濫は、台風や低気圧などにより、気圧が下がり、海水潮位が上昇する「吸い上げ効果」と海水が海岸に吹き寄せられる「吹き寄せ効果」により発生します。現在の想定は、中心気圧910hPaの台風による「吸い上げ効果」であり、早期注意情報が発表されている猛烈な台風となります。①台風通過時が満潮時と重なる ②東京湾の高潮による隅田川の水位上昇で支流である神田川と石神井川が流れにくくなる ③神田川領域で計画規模の洪水が発生する程度の降雨が見込まれる ①～③の複数の条件が重なった場合、台東区は海に面していませんが、神田川と石神井川からの越水が現象として生じます。そのため、発生の可能性はかなり低くなり、また中心気圧910hPaの猛烈な台風の接近であるため、高潮氾濫のおそれがある以前に、施設として、台風への災害対応が求められます。荒川が氾濫しない限り、高潮氾濫での浸水深1m未満であり、また浸水継続時間が多くが12時間以内と短いため、内水氾濫や神田川氾濫と同じ対応となります。

発令基準

高潮（神田川越水）	基準
高齢者等避難 警戒レベル3	神田川は、集中豪雨の際の水位上昇が早いため、「避難指示」からの発令となる
避難指示 警戒レベル4	◆各地点の水位観測所における河川水位のひとつが、氾濫危険水位「番屋橋：34.10m」、「和田見橋：29.72m」、「南小滝橋：17.96m」、「飯田橋：3.67m」に到達している場合 かつ ◆今後の気象の早期回復が見込めないこと かつ◆高潮警報又は高潮特別警報が発表されている場合

8 防災体制 高潮氾濫

記載内容（例）

様式 2

8 防災体制 連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
高潮氾濫時 （スーパー台風通過時） ・大型台風の早期注意情報 （特別警報見込による気象庁発表） ・区情報連絡会議開催 ・大雨に関する早期注意情報 （特別警報見込による気象庁発表）	注意 体制 確立	・気象情報・洪水予報等の情報収集① ・臨時休所の検討・事前通知 ・職員間での情報共有② ①・②は全ての体制で共通 ・職員の出勤調整	情報収集 伝達要員
・高潮警報 ・大雨警報 ・暴風警報 （計画運休実施） （記録的短時間大雨情報※） （避難場所開設） ・氾濫警戒情報の発表 ※23区西部のみの可能性有 特に大雨特別警報発表時は要注意	警戒 体制 確立	・臨時休所の検討（開所前） ・繰り上げ休所の検討（開所後） ・通所者家族等への連絡 ・繰り上げ休所の実施 ・通所者送り出し開始（可能な場合） ・使用する資器材の準備	情報収集 伝達要員 避難誘導 要員
・神田川氾濫危険水位に到達 ・高齢者等避難の発令 ・避難指示の発令 ・高潮特別警戒水位に到達 （神田川氾濫発生水位に到達） ・高潮氾濫発生情報の発表 ・緊急安全確保の発令	非常 体制 確立	・施設閉鎖 この時点で通所者が施設に いることがないように対応する。	避難誘導 要員 情報収集 伝達要員 避難誘導 要員

上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

注意体制時**高潮氾濫時**

高潮氾濫は、3つの要素が組み合いますので、早期に情報収集することによって、発災の可能性を把握することができます。ハザードマップの想定では、910hPaという非常に発達した低気圧であるため、猛烈な強風となります。そのため、台風を中心気圧が非常に低い時点で通所の事前休業を検討することが重要となります。強風による停電の可能性もあるため、電源確保などの確認を行います。

警戒体制時

高潮氾濫が見込まれる場合、猛烈な強風を伴った台風であるため、区からの避難情報が発令される前に、暴風警報が発令される見込みです(令和元年台風19号の経過を参考)。最大風速は50m以上が予想されるため、通所時のリスクが非常に高くなりますので、見込まれる最大風速をもとに通所施設は臨時休所の判断とすべきでしょう。また高潮警報は台東区より早く中央区、港区などで警報が発表され、また洪水警報は神田川上流域である杉並区、新宿区などで洪水警報が発表される見込みであり、他区での気象情報、避難情報に注視します。

非常体制時

台風が最接近となり、また神田川の水位が上がり続け、氾濫のリスクが高まった場合、区から避難情報が発令されます。ただし猛烈な風が吹いているため、通所施設は臨時休所し、閉鎖されているはずです。

施設を開所していた場合、施設外への避難は危険が伴います。堤防を越えた越水により区南部から浸水がはじまりますが、浸水深さは1m程度であり、またその継続時間も12時間以内と短いため、2階以上に避難が可能であれば、内水氾濫・神田川氾濫と同じ対応をとります。ただし窓際ではガラスが割れる可能性がありますので、注意が必要です。

9 情報収集・伝達 (1) 情報収集 (様式3)

記載内容 (例)

9 情報収集・伝達

様式 3

(1) 情報収集 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(データ放送 dボタン)、ラジオ、 気象庁ホームページ
水位情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html 台東区防災気象情報
避難所開設状況	https://taito-city.bosai.info/ 台東区ホームページ https://www.city.taito.lg.jp
	たいとう防災気象情報メール(登録制) https://www.city.taito.lg.jp/bosai/jyouthou/mail/index.html
	東京都水防災総合情報システム http://www.kasen-suibou.metro.tokyo.jp/im/tsim0101g.html
	国土交通省「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/
	たいとう防災気象情報メール、 台東区ホームページ、 緊急速報メール等 防災行政無線(聞こえにくい場合があります) テレビ(データ放送 dボタン) ラジオ
区が発令する避難情報 高齢者等避難、避難指示	
交通機関	鉄道各社ホームページに確認する JR 計画運休の可能性 可能な限り前々日までに発表 具体的計画運休は、可能な限り前日の昼までに発表

台東区防災アプリ



アンドロイド用



아이폰用

9 情報収集・伝達 (1) 情報収集（様式3）（続き）

解説・留意事項

- ・水防法第15条第1項第4号ロに基づき、区の地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、区から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第2項に基づき河川の水位到達情報が提供されます。（同法第15条の3第1項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員（情報を 受ける構成員を区に報告）に対しても、同条第2項に基づき区から河川の水位到達情報が提供されます）
- ・大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるように検討しておく必要があります。
- ・迅速な避難のためには、各種気象情報、避難情報、水位情報等を常に確認できる体制を整える必要があります。台東区ではこれら情報を台東気象情報メールで配信しています。災害情報の収集ツールとして事前登録してください。

主な配信内容	配信のタイミング	主な配信内容	配信のタイミング
気象情報	区に暴風雪、大雨、洪水、暴風および大雪のうち1つ以上発表されたとき	水位情報	神田川飯田橋、石神井川稲荷橋の水位データが基準値に達したとき
気象注意報	区に大雪、洪水、強風、風雪、大雪、着雪、着氷、低温、霜、雷、濃霧、乾燥注意報が発表されたとき	避難所情報	避難所を開設したとき
土砂災害警戒情報	警戒対象区域に台東区が含まれる土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難情報	避難情報を発令したとき
竜巻注意情報	台東区が含まれる東京地方に竜巻注意報が発表されたとき		

9 情報収集・伝達 （2）情報収集の注意事項（様式3）

記載内容（例）

9 情報収集・伝達**（2）情報収集の注意事項**

様式 3

- ①停電時、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて乾電池、モバイルバッテリー等を備蓄する
- ②提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の道路の状況等、施設内から視覚による確認を随時行う。

解説・留意事項

- ・近年、スマホ等、情報収集手段は増えているため、施設としてモバイルバッテリーを準備しておくことが必要である。またラジオは耳から自動的に情報が入り、乾電池が電源となるものが多く、消費電力も少ないため、準備しておきます。
- ・避難に備えて、周辺の水路があふれていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。また、冠水、浸水が始まっている場合には、水位が深くなくてもマンホールのふたが外れており、吸い込まれる危険性があるなど、施設外に避難する場合には、十分注意が必要です。
ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

9 情報収集・伝達 (3) 情報伝達の注意事項 (様式3)

記載内容（例）

9 情報収集・伝達

様式 3

(3) 情報伝達の注意事項(利用者・家族向け)

①通所者への説明

通所時に警戒体制となった場合には、通所者本人の不安を取り除くため、十分に状況を説明する

②家族等の避難先の把握

警戒体制になった場合、家族等が避難する可能性もあるので、通所者への対応だけを伝えるだけでなく、家族の避難先等についても施設として確認することが必要である。

③災害伝言ダイヤルの活用

非常体制となる可能性が高まった場合には、施設と家族等の携帯電話等による連絡が困難になる場合があるので、災害伝言ダイヤルの利用について説明する。

解説・留意事項

記載例は一例として示したものであり、既に地震等に備えて、施設での取り決め等があれば準用してください。また利用者やその家族、施設運営などの特性に合わせて、適宜、内容等の修正、工夫をし、実効性がある情報伝達にすることが重要です。

9 情報収集・伝達 (3) 情報伝達の注意事項 (様式3)

記載内容（例）

9 情報収集・伝達

様式 3

(3) 情報伝達の注意事項(利用者・家族向け)

④臨時休所の連絡

前日または当日の臨時休所の基準について、事前に家族等にお知らせする。また風水害の恐れがある場合、家族等の勤務調整の必要があるため、早期に連絡をし、家族等の理解と協力を求める。

⑤繰上げ休所の連絡

警戒体制となり、避難行動の必要性が高まった場合には、通所後、施設の繰り上げ休所を検討するが、その際には、まず自宅でお迎えをする家族と連絡をとり、帰宅の可否を確認する。利用者の送り出しの時の安全確保のほか、自宅でお迎えする家族等の確保、帰宅の可否などにも留意する。

解説・留意事項

- ・利用者、その家族等に予め事前休所、繰上げ休所についての判断基準、方法等についてお知らせしておくことは家族側の事前準備の観点から、また協力を得るためにも重要です。
- ・新型コロナウイルス感染での対応で、休所などの家族等への連絡も、様々な取り組みをして、体制がつくられていると思われますので、これらの経験を十分に活かしてください。

9 情報収集・伝達 (3) 情報伝達の注意事項 (様式3)

記載内容（例）

9 情報収集・伝達

様式 3

(3) 情報伝達の注意事項(利用者・家族向け)

⑥ 繰上げ休所時に家族等への引き渡しができない場合の対応

施設周辺の浸水の有無、気象状況等で引き渡しができない旨を利用者、家族等に説明し、避難方法や施設での安全確保等について具体的に説明する。

⑦ 避難報告

施設内外に関わらず、避難を実施した際には、家族等へ連絡する。その際に、避難後の引き渡し時期についても施設周囲の安全確保後であり、可能となった場合は改めて連絡することを伝える。

解説・留意事項

- ・利用者、その家族等に、引き渡しできない理由、施設での対応をしっかりと伝えることは、利用者・家族の安全・安心につながります。
- ・施設としての具体的な避難行動を実施した場合は、家族等に連絡することで事前連絡の確認にもなり、家族等は安心します。

9 情報収集・伝達 （3） 情報伝達の注意事項（様式3） ①

記載内容（例）

9 情報収集・伝達

様式3

(4) 情報伝達の注意事項(職員向け)

- ①別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）に基づき、気象情報、水位情報等を施設内関係者間で共有し、計画運休で職員が出勤できなくなる前の注意体制時に職員の配置、確保に努める。
- ②警戒体制になった場合には、屋外、屋内避難の有無に関わらず、家族等に連絡を行い、今後の対応について説明を行う。区から「高齢者等避難」が発令され、通所者を避難させることを決定した場合には、別紙△「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、入所者通所者の家族等に対し、「●●●●(避難先)へ避難する」旨を連絡する。一時退所が可能であれば家族への引き取りの検討も要請する。

解説・留意事項

- ・日頃から職員の緊急連絡体制等の構築に努めていると思われませんが、改めて確認をお願いします。特に風水害では計画運休等が実施され、鉄道各社からの事前発表による調整が可能です。

9 情報収集・伝達 （3）情報伝達の注意事項（様式3）①**9 情報収集・伝達****（4）情報伝達の注意事項（職員向け）**

- ③避難の完了後、別紙△「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、通所者の家族等に対し、避難が完了した旨を連絡する。
- ④避難したのち、家族等への引き渡しが可能である場合には、「避難が完了。これより●●●●（避難先）において引き渡しを行う」旨を家族等に連絡する。
- ⑤通所者を避難させる場合には、台東区危機・災害対策課(5246-1094)に電話のうえ、「これより●●●●（避難先）に避難する」旨をメールで連絡する。

解説・留意事項

- ・施設内緊急連絡網は既に作成済みと思われませんが、家族等の通勤の有無等も加味したうえで、災害時に有効に機能する連絡網を作成します。
- ・危機・災害対策課に連絡することによって、状況によっては本来、避難場所となっていない施設等を指示する場合があります。

9 情報収集・伝達 （4）区への情報伝達 （様式3）

記載内容（例）

9 情報収集・伝達
（4）区への情報伝達

様式3

避難する際の連絡

宛先：hinann-kakuho.q5q@city.taito.tokyo.jp

件名：【□□□（施設名）】●●●●（避難先）への避難開始

本文：避難者数：要配慮者○名、職員○名

緊急連絡先：○○○-○○○○-○○○○ 特記事項：△△ △△△△△△△△△

避難完了の連絡

宛先：hinann-kakuho.q5q@city.taito.tokyo.jp

件名：【□□□（施設名）】●●●●（避難先）への避難完了

本文：特記事項：▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽

解説・留意事項

- ・施設に最も近い避難場所を記載する。高齢者等避難が発令された場合には、区内の17か所の避難場所が開設されるが、気象状況等で開設が遅れる場合があるので、区への問い合わせ、区ホームページ等で確認してください。

10 避難誘導（1）避難場所（様式3）

記載内容（例）

10 避難誘導（1）避難先 洪水時における避難先は、次の表のとおりとする。

様式4

		避難先	避難先住所・避難先までの距離	徒歩または自動車での所要時間
神田川 内水氾濫時	最寄避難場所	〇〇小学校	〇〇2丁目〇番〇号 施設から約〇〇m	〇分
	浸水域外にある 最寄避難場所	△△小学校	□□1丁目〇〇番〇号 施設から約□□□m	△△分
屋内避難確保		施設2階 デイルーム	施設内の2階の食堂・デイルーム	

解説・留意事項

- ・移動に伴うリスクもあるため、屋内安全確保が可能であれば、施設内に避難します。
- ・施設に最も近い避難場所を記載します。高齢者等避難が発令された場合には、区内の17か所の避難場所が開設されますが、気象状況等で開設が遅れる場合があるので、区への問い合わせ、区ホームページ等で確認してください。（自主避難場所6か所がまず初めに開設されます）
- ・避難場所の一部は浸水域内にあるため、その後の浸水深によっては、一時的に孤立する場合があります。
- ・最寄避難場所が浸水域外にある場合には同上で構いません。また氾濫によって浸水域外の最寄避難所は変わる場合は、神田川、内水とも浸水域外にある避難場所を選択してください。

10 避難誘導 （2）避難経路 （様式4）

記載内容（例）

6 避難誘導

様式4

（2）避難経路

洪水時における避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

解説・留意事項

- ・ 上層階等への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。
（垂直避難する場合で、既に消防計画等で避難経路の図が作成されている場合は、代用可能です。）
なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意します。
- ・ 避難経路については、河川からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられますので、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいです。
台東区の各種水害ハザードマップで、避難場所までの経路を確認してください。最寄りの避難場所は浸水エリアにあることがありますので、浸水域外にある最寄りの避難場所までの経路も併せて確認してください。
区内の各地点の標高については以下でご確認ください。国土地理院地理院地図や台東防災アプリで確認できます。

10 避難誘導（3）避難誘導の注意事項（様式4）

記載内容（例）

10 避難誘導
（3）避難誘導の注意事項

様式4

- ・施設外の避難先に誘導するときは、避難先（〇〇丁目「〇〇小学校」）までの順路等を説明する。
- ・避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすいビブスを着用する。また状況により救命用のライフジャケットを着用する。
- ・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点で未避難者の有無を確認する。

解説・留意事項

- ・下水の逆流や冠水が始まると、マンホールが外れていることがありますので、職員が施設の周囲を確認する場合や施設外に避難し、先頭を歩く場合には、救命用のライフジャケットを着用します。
- ・避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、職員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- ・車での避難は、浸水箇所では動けなくなる危険もあり、安全で確実な移動手段かを慎重に判断する必要があります。
- ・夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できる明るい色の衣服を着用し、安全に配慮した工夫をすることが望ましいです。

1 1 避難の確保を図るための施設の整備（様式5）

記載内容（例）5

1 1 避難の確保を図るための施設の整備

様式 5

- ・ 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりであり、これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努める。

情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ノートPC・タブレット <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー ()
避難誘導 施設外避難の想定	<input type="checkbox"/> 名簿(施設職員、施設利用者※様式参照) <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 拡声器 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
施設内での 屋内安全確保	<input type="checkbox"/> 食料(1人あたり 日分) <input type="checkbox"/> 飲料水(日分)※大人1日3L目安 <input type="checkbox"/> トイレ用品(簡易トイレ、汚物保管用容器) <input type="checkbox"/> カセットコンロ・ボンベ
その他	<input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 発電機用燃料 <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも <input type="checkbox"/> ライフジャケット ()
浸水を防ぐための対策	<input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水板 その他()

解説・留意事項

- ・ ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとし、備品については例示であり、施設利用者の状況に合わせ、適宜、選択してください。
- ・ 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載します。

1 2 防災教育及び訓練の実施（様式5）

記載内容（例）

1 2 防災教育及び訓練の実施

様式5

- ・ 毎年4月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年5月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・ その他 年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

解説・留意事項

- ・ 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。また訓練や研修は年1回以上、定期的に行い、特に出水期前に行うことが望ましいです。
- ・ 研修や訓練には、台東区の各種ハザードマップの他、区等が実施する出前講座等が活用できます。
- ・ 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができます。（ただし氾濫の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの職員等への周知や、洪水の避難に関する研修を別途実施する必要があります。）
- ・ 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができます。（同組織を設置している場合は危機・災害対策課までご連絡ください）

9 自衛水防組織の業務に関する事項（様式6）

記載内容（例）

9 自衛水防組織の業務に関する事項

様式6

- (1) 別添「自衛水防組織活動容要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を台東区へ報告する。

解説・留意事項

- ・本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。また設置した場合は危機・災害対策課までご連絡ください。（別途、様式等があります）
- ・自衛水防組織活動要領の作成にあたっては、区の避難確保計画関係のホームページに掲載している「自衛水防組織活動要領（案）」を参考にしてください。